

市長賞作品 津波古 麻衣さん (寄宮中3年)

めて指定期限までに廃棄処理しなければな

、などにPCB含有安定器が使用されて

対象建物の所有者・管理者は、照明器

処理手続きには時間がかかるた

油などに幅広く使用されていた化学物質で

人体に有害なため、使用中のものも含

C B

とは、

蛍光灯など電気機器の絶縁

遺環境保全課☎951・3229

-CB含有安定器の期限内処理にご

必ずお問い合わせください。

※交付には条件があります。設置する前に

の1を補助します(上限4万円)。

ンクの設置や井戸水利用のポンプを設置

(修繕含む)する人を対象に、設置費の2分

市内の住宅や事業所などにおいて、

施設補助雨水・井戸水を有効利用するための

テージショーなど

12月22日 (日) 13時~17 体験、環境アニメの上映、 場牧志駅前ほしぞら公民館

内環境作品の展示・表彰式、4R小物作り 企業ブース、ス

**間**クリーン推進課☎889·3567

月1日

~ 3 日

金)

はお休みです

収集日に出すか、12月前半に自

ないこともありますので、定期 が多く時間内にごみを搬入でき

**[受付時間] 9時~12時、** |搬入||12月3日 (火) まで

※稚樹抜きは、環境省に要予約

申当日受付 (参加費無料)

ム、ゆるキャラ撮影会

内容清掃活動(稚樹抜き)、自然体験ゲー

場漫湖水鳥・湿地センター周辺

12 月 7 日

(土) 9時15分~13時

月は日曜日も搬入を受け付け

13時 17時

12月後半は搬入車両

環境省沖縄奄美自然環境事務所 **閰**環境保全課☎951·3229

(稚樹抜きについて)

|収集||1月3日 (火) まで

年始は1月6日(月)から

年末年始のごみの収集・搬入

己搬入されるようご協力をお願

子で楽しみながら学ぶイベントです。 生徒たちの描いた作品をぜひご覧ください 人場無料です。 ごみの減量やクールチョイスについて、 児童



昨年は約3時間でこれだけの ごみが集まりました

# 第25回国場川水あしび

らのプラスチックゴミなどが溜まります。 掃を通して自然保護活動に参加しませんか。 マイクロプラスチック対策のためにも、清 鳥にとって貴重な中継地点ですが、上流か ラムサール条約登録湿地である漫湖は渡り

お昼には軽食(豚汁)を準備します。

脚令和3年3月まで

■昭和52年3月までに建築・改修された建

※一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPC

か、速やかにご確認ください

Bが使用されたものはありません。

間廃棄物対策課☎951・3231

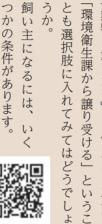
## 12月は地域清掃月間です

清掃実施予定日の3日前までにご連絡くだ 分別してください。収集を希望する人は、 ル以内に切ってひもで束ねてください。草 ぱは袋に入れて口をしばり、 で集めたごみを日曜日に収集します。 土・日に行った地域清掃活動 木以外のごみは家庭ごみの分け方に従って 枝は1メート (自治会など 葉っ

をご確認ください ※すでに譲渡されている場合があります



詳しくは市ホームページ











′法人・個人 事業主の みなさま

土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)にも固定資産税が課せられます。 償却資産は地方税法で申告が義務付けられています。 忘れずに申告しましょう。

申告期間

令和 2 年 1 月 6 日(月)~ 1 月 3 1日(金)

市内に事業の用に供することのできる資産をお持ちの方 (法人、個人事業主)

令和2年1月1日現在の資産状況。

資産の種類、名称、取得年月、取得価額、耐用年数など

償却資産の一例

※申告の際は、マイナンバー の記載と確認が必要です。 電子申告の場合、番号確認 は不要です。

詳しくは市ホームページ「償 却資産について」をご覧く ださい。各種申告書、申告 の手引がダウンロードでき ます。





飲食店・商店・小売店 厨房設備、接客用家具、テレビ、商品 陳列棚、レジスターなど



理容・美容・病院 理・美容イス、洗面台、医療器具、 ベッド、応接セット、看板など

賃貸住宅・家具付マンション・ 事務所・有料駐車場 駐車場、フェンス、ルームエアコン、

外灯、看板、門扉、家具など



お問い合わせ 資産税課☎862-5320

## 市の財政状況について

### 平成30年度決算に基づく「健全化判断比率」等のお知らせ

## 健全化判断比率・資金不足比率とは?

「健全化判断比率」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく下 ~ ④ の指標のことで、自治体財政の健全度を判断するものです。健全化判断比 率のいずれかが「早期健全化基準」を超えると「財政健全化団体」、さらに悪化し「財 政再生基準」を超えると「財政再生団体」となり、財政の健全化や再生のためのさま ざまな取組みが必要となります。

また、下表⑤ の「資金不足比率」とは、水道および下水道事業の経営状況を判断す る指標です。

間クリーン推進課☎889・3567

実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率については、黒字となること から、「- %」で表示しています。

増加、将来負担比率については、地方債現在高が減少したことにより将来負担額が減 少となったため、昨年度より改善しています。

いずれの比率も基準を下回りましたが、今後とも財政の健全化を進め、 各比率の改善に向けて取り組みます。

※本市のホームページでは、詳細な説明を掲載しています。

11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	指標	平成 29 年度	平成 30 年度	早期健全化基準	財政再生基準
	① 実質赤字比率	-%	-%	11.25%	20.00%
	②連結実質赤字比率	-%	-%	16.25%	30.00%
	③実質公債費比率	12.2%	11.5%	25.0%	35.0%
	④将来負担比率	77.5%	74.2%	350.0%	
	⑤資金不足比率	-%	-%	経営健全化基準 20.0%	

財政状況について、詳しくは担当課までお問い合わせください。

①~④については・・・・財政課☎ 862-9938

⑤については・・・・・上下水道局企画経営課☎ 941-7803